

りまとめ⁵⁾」の中では、厚労省も関わって“遺伝子検査ビジネス”への(1)分析的妥当性の確保、(2)科学的根拠(臨床的妥当性、臨床的有用性)の確保、(3)遺伝カウンセリングへのアクセスの確保、の諸点に実効性のある取り組みを行う、とあるが、その後担当が決まった健康局総務課は3年が経とうという今に至っても目立った対応を講じてはいない。

総じて現状は「野放し」の状況に在り、国民の健康と安全は、拝金主義に基づく業界の前になすすべもなく危険に晒されている状況と言わざるを得ない。

以上、ごく簡単に“遺伝子検査ビジネス”について概観したが、アカデミアの鳴らす警鐘に応えない国の行政および司法による不作為、無為無策がこれらの状況を生み出している点は否めない。早急な対応が求められる。

参考文献 (URL)

- 1) DTC遺伝学的検査に関する見解, 日本人類遺伝学会, 2008.
<https://jshg.jp/about/notice-reference/view-on-dtcgenetic-testing/> (access on 2019. 5. 31)
- 2) 拡がる遺伝子検査市場への重大な懸念表明, 日本医学会「遺伝子・健康・社会」検討委員会, 2012.
http://jams.med.or.jp/rinshobukai_ghs/pressconf_0301.html (accessed on May 31 2019)
- 3) 経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドライン, 経済産業省, 2004.
http://sph.med.kyoto-u.ac.jp/gccrc/pdf/090918_b13_kojinjiyouhouhogo.pdf (accessed on May 31 2019)
- 4) 経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドライン, 改定版, 経済産業省, 2017.
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/bio/Seimeirinnri/guideline_20170329.pdf (accessed on May 31 2019)
- 5) ゲノム医療等の実現・発展のための具体的方策について (意見とりまとめ)
<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10601000-Daijinkanboukouseikagakuka-Kouseikagakuka/0000140440.pdf> (accessed on May 31 2019)

お知らせ 研修会等への託児サービス併設費用の助成について

当会では、子育て中の医師などに対し、学習する機会を確保することにより、勤務継続や復職の支援を行うことを目的に、下記基準を満たす研修会などにおいて託児サービスを併設した場合の費用として2万円を上限に助成することといたしております。

つきましては、該当の会議、研修会等がございましたら、当会事業第三課までご連絡くださいますようお願いいたします。

助成基準

1. 対象
 - (1) 当会会員が会長となって北海道内で開催する全国規模の医学会など
 - (2) 当会会員が会長となって開催する、医師を対象とした学術講演会など
 - (3) その他、当会が認めたもの

【助成内容】託児室利用料、保育料、交通費
(遊具・おやつ・おむつ等購入代は対象外)
2. 期間 2019年4月～2020年3月実施分
3. 助成額 2万円を限度として実費を助成いたします。
※ただし、営利団体等の負担金がある場合は対象外とします。
4. 申請方法 領収書の写し等を添付の上、所定の用紙※によりご申請ください。
※下記連絡先までご請求願います。

《連絡先》 北海道医師会事業第三課
〒060-8627 札幌市中央区大通西6丁目
TEL 011-231-1726 (直通) FAX 011-231-7272 E-mail: josei-dr-shien@m.doui.jp